

生活保護を利用中または利用歴のある方は

違法に減らされた保護費の追加給付を受けられます！

2013年8月からの史上最大の生活扶助基準（生活保護基準のうち生活費部分）の引下げについて、最高裁判所が、2025年6月27日、違法と判断したことを受けて、国は、違法に減らされていた保護費の一部を追加給付する方針です。

追加給付を受けよう！



Q1 いつから追加給付されるの？

A1 2026年4月以降、自治体の準備状況に応じて順次支給される見込みです。ただし、生活保護利用世帯の数などによって、支給時期が遅れる可能性もあるので自治体に確認してください。

Q3 追加給付される額は？

A3 住んでいる地域、世帯構成、生活保護を利用していた期間によって異なりますが、国は以下の2類型を示しています。（都市部・居宅の場合）

世帯の例 受給期間	60歳代 単身の例 	30歳代夫婦、 4歳の子も1人の例 
2013.8から2026.3 まで継続して保護を 受給していた場合（合計）	10.5万円	20.4万円
2013.8～2015.3 （20ヶ月分）	2.1万円	4.0万円
2015.4～2018.9 （42ヶ月分）	8.1万円	15.8万円
2018.10～2026.3 （90ヶ月分）	0.2万円	0.4万円

Q4 どのような手続が必要？

A4 保護利用中の場合

申請は不要で、現在の自治体からプッシュ型で支給されます。ただし、複数の自治体で保護を利用している場合、転居前の自治体への申請が必要です。

保護利用歴があるが廃止されている場合

保護を利用していた自治体への申請が必要です。

申請書の書式や必要な書類が決められているので自治体に問い合わせてください。

（2026年夏ころから受付予定）



保護廃止されている人は申請しないともらえないよ

Q2 誰が追加給付の対象？

A2 以下の期間に生活保護を利用していた方は、幅広く追加給付の対象になります。ただし、現在は保護利用歴があるが廃止されている方は申請が必要なので注意してください（Q4参照）。

生活扶助…
2013年8月から2018年9月まで

かなり幅広い
人が対象
なんだね

障害者加算、期末一時扶助など…
2013年8月から2026年3月まで



対象年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
居宅の生活扶助本体 （第1類、第2類） 母子加算（在宅）													
期末一時扶助 （年末の一時金）、 障害者加算 入院患者日用品費、 介護施設入所者の 生活費など													

Q5 わからないことは、どこに聞けばいい？

A5 国が設置する「相談センター」に問い合わせてください。
フリーダイヤル：0120-179-445（平日9時～17時）

最新情報は特設HPで確認してください。



相談ホットライン開催

2026年5月14日（木）1日限り 10時～18時

フリー
ダイヤル

0120-157930

お問い合わせはこちらでも

各地の生活と健康を守る会

http://www.zenseiren.net/kakuti_seikatu/kakuti.html



発行：いのちのとりで裁判全国アクション

いのとり



審査請求

みんなで声をあげよう！

※アカン オー・イラスト

やってみよう！

実は、その追加給付額、 半分に値切られていますよ！



違法な引き下げを最高裁で断罪された厚労省

3つの
大罪

- 1 違法行政に対する真摯な反省と謝罪がない
- 2 別の理由を蒸し返して補償額を半分に値切る
- 3 原告には「特別給付金」を出して原告以外と分断

司法軽視！



Q1 審査請求って？

A1 福祉事務所の処分に対する不服申立の手続です。保護費をいくらにするかも「処分」にあたります。この審査請求をしておかないと、あとで処分取消を求める裁判ができません。

Q2 どこに出すの？

A2 都道府県知事、または地域の福祉事務所に提出します。



Q3 いつまでに出すの？

A3 保護費の「追加給付決定通知書」を受け取った日の翌日から3カ月以内です。

Q4 保護を廃止された人も争えるの？

A4 厚労省は保護を廃止された人は審査請求できないとしています。しかし、同じ保護費の追加給付処分なのに争えない理由はありません。遠慮せずに審査請求しましょう。

Q5 追加給付を受け取っても争えるの？

A5 被害の一部として受け取ったうえで、全額払えと争えます。

Q6 1人でやるのは、むずかしい…

A6 審査請求は代理人を立てられます。弁護士でなくてもいいので、支援してくれる人に相談してください。

Q7 福祉事務所からいやがらせされない？

A7 そんなことはありません。審査請求は権利であり、不利益な扱いは許されません。

Q8 具体的にどうしたらいいの？

- A8
- ① 保護費の「追加給付決定通知書」をなくさないよう保管
 - ② 下の「審査請求書」に必要事項を記入
 - ③ コピーを3通とり、2通を提出、1通を保管



A4版の審査請求書などは「いのちのとりで裁判」HPでダウンロードできます。

審査請求書

提出日	年 月 日	提出先	都・道・府・県 知事 宛て
住 所			
氏 名			
審査請求をする処分	(追加給付決定通知書を見て書いてください) 年 月 日に 福祉事務所長がした保護追加給付決定		
処分を知った日	(追加給付決定通知書を受け取った日を書いてください) 年 月 日	審査請求についての教示	(追加給付決定通知書に審査請求手続のことが書いてありますか) ☐ ある (内容は上記追加給付決定通知書のとおり) ☐ ない

第1 審査請求の趣旨 上記保護追加給付決定を取り消すとの裁決を求める。

第2 審査請求の理由 上記保護追加給付決定は、2025年6月27日の最高裁判決、憲法、生活保護法に違反しているので、2013年改定前基準との差額保護費全額が追加給付されるべきです。